

N P O 法 人
リーガルセキュリティ倶楽部
理 事 長 生 千 歳 様

平成 1 7 年 4 月 7 日
警察庁生活安全局生活安全企画課

「性犯罪者の情報公開に関する公開質問」について（回答）

平成 1 7 年 3 月 1 8 日付けのみだしの質問については、下記のとおり回答します。

記

1 について

「広く性犯罪（強姦、強盗強姦、強制わいせつ、わいせつ目的略取、誘拐）を犯した者が再びこれらのいずれかの性犯罪を犯した再犯率」は、承知しておりません。

「性犯罪があったと警察に認知されたにもかかわらず告訴がない」場合についても、刑法犯認知件数として計上しています。

「警察にも認知されない『暗数』」は、承知しておりません。

2 について

性犯罪前歴者の所在に関する情報の公開については、出所者や同居の家族などの人権及び社会復帰への影響などの問題があることから、慎重に検討されるべき課題であると認識しています。

5 について

昨年 1 2 月、犯罪被害者等基本法が成立し、改めて犯罪被害者等の権利利益が尊重されるべきであることが明確にされたところであり、警察では、引き続き、被害者の人権に配慮した警察活動に取り組んでまいりたいと考えています。

また、平成 1 5 年 1 2 月、犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定され、政府として治安対策に取り組んでいるところ、警察でも、この行動計画を踏まえ、犯罪の発生を抑止するための施策等総合的な治安対策を推進しているところです。